

介護サービス事業所等感染防止対策支援事業費補助金交付要綱

令和3年12月13日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、介護サービス事業所等が、感染防止対策を継続的に行うための取組を支援するため、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年4月8日付け老発0408第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表の「補助事業者」欄のいずれかに該当する者。
- (2) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

2 交付申請は、交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、事業完了後に一括して、知事に提出するものとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別記様式第2号）
- (2) 事業実施実績書（別記様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 前項の申請期限については、別に定める。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。

- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて補助事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (7) 前条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- (8) 前条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし、その後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第4号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。
- (9) その他国実施要綱、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- (10) 事業を行う者が、(1) から (9) までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定及び確定通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、交付申請と合わせて行うものとする。

(書類の提出部数等)

第9条 国実施要綱、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月13日から施行し、令和3年度の予算に係る介護サービス事業所等感染防止対策支援事業費補助金から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

1 区分	2 補助対象経費	3 補助事業者（注1）	4 補助上限額（1事業所又は施設当たり）	5 補助率		
(1) 介護サービス事業所等感染防止対策支援事業	令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用。	通所系	通常規模型	10,000円 /事業所	10/10	
			大規模型（Ⅰ）	15,000円 /事業所		
			大規模型（Ⅱ）	20,000円 /事業所		
			地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	10,000円 /事業所		
			認知症対応型通所介護事業所	10,000円 /事業所		
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型		10,000円 /事業所
		大規模型（Ⅰ）		15,000円 /事業所		
		大規模型（Ⅱ）		20,000円 /事業所		
		短期入所系	短期入所生活介護事業所	10,000円 /事業所		
			短期入所療養介護事業所	定員20人以下		5,000円 /事業所
				定員21人以上		10,000円 /事業所
		訪問系	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下		10,000円 /事業所
				訪問回数1,201回以上2,000回以下		15,000円 /事業所
				訪問回数2,001回以上		20,000円 /事業所
			訪問入浴介護事業所	10,000円 /事業所		
			訪問看護事業所	10,000円 /事業所		
			訪問リハビリテーション事業所	5,000円 /事業所		
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,000円 /事業所		
			夜間対応型訪問介護事業所	10,000円 /事業所		
			居宅介護支援事業所	10,000円 /事業所		
			居宅療養管理指導事業所	5,000円 /事業所		
			多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000円 /事業所
		看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000円 /事業所		
		入所施設・居住系	介護老人福祉施設	定員39人以下		30,000円 /施設
				定員40人以上49人以下		40,000円 /施設
				定員50人以上69人以下		50,000円 /施設
				定員70人以上89人以下		60,000円 /施設
				定員90人以上		70,000円 /施設
			地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下		10,000円 /施設
				定員20人以上		20,000円 /施設
			介護老人保健施設	定員39人以下		30,000円 /施設
				定員40人以上49人以下		40,000円 /施設
				定員50人以上69人以下		50,000円 /施設
				定員70人以上89人以下		60,000円 /施設
				定員90人以上		70,000円 /施設
			介護医療院	定員29人以下		30,000円 /施設
				定員30人以上39人以下		40,000円 /施設
				定員40人以上49人以下		50,000円 /施設
				定員50人以上69人以下		60,000円 /施設
				定員70人以上		70,000円 /施設
			介護療養型医療施設	定員29人以下		30,000円 /施設
				定員30人以上39人以下		40,000円 /施設
				定員40人以上49人以下		50,000円 /施設
				定員50人以上69人以下		60,000円 /施設
				定員70人以上		70,000円 /施設
			認知症対応型共同生活介護事業所	定員14人以下		10,000円 /事業所
				定員15人以上		15,000円 /事業所
			特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下		10,000円 /事業所
				定員20人以上39人以下		20,000円 /事業所
				定員40人以上59人以下		30,000円 /事業所
				定員60人以上69人以下		40,000円 /事業所
				定員70人以上89人以下		50,000円 /事業所
定員90人以上99人以下	60,000円 /事業所					
	定員100人以上		70,000円 /事業所			
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下		10,000円 /事業所			
	定員20人以上	20,000円 /事業所				

- (注1) 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている者であり、休業中のものを含む。また、
- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
 - 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断する。
 - 訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
 - 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、補助の申請時点で判断する。
- (注2) 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
- 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
 - 介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
 - 訪問看護事業所
 - 病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
 - 居宅療養管理指導事業所
 - 介護療養型医療施設
- (注3) 事業所・施設ごとに、補助上限額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別記様式第1号（第4条関係）

令和3年度介護サービス事業所等感染防止対策支援事業費補助金に係る交付申請書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号		E-mail
	代表者の職・氏名	職名		氏名
申請に関する担当者	職名		氏名	

申請内容

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
通所系	1 通所介護事業所（通常規模型）	0 か所	0 円
	2 通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	0 か所	0 円
	3 通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	0 か所	0 円
	4 地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	0 か所	0 円
	5 認知症対応型通所介護事業所	0 か所	0 円
	6 通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	0 か所	0 円
	7 通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ））	0 か所	0 円
	8 通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所	0 か所	0 円
	短期入所療養介護事業所		
	10 （定員20人以下）	0 か所	0 円
11 （定員21人以上）	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
訪問系	訪問介護事業所		
	12 （訪問回数1,200回以下）	0 か所	0 円
	13 （訪問回数1,201回以上2,000回以下）	0 か所	0 円
	14 （訪問回数2,001回以上）	0 か所	0 円
	15 訪問入浴介護事業所	0 か所	0 円
	16 訪問看護事業所	0 か所	0 円
	17 訪問リハビリテーション事業所	0 か所	0 円
	18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 か所	0 円
	19 夜間対応型訪問介護事業所	0 か所	0 円
	20 居宅介護支援事業所	0 か所	0 円
21 居宅療養管理指導事業所	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
多機能型	22 小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
	23 看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
入 所 施 設 ・ 居 住 系	介護老人福祉施設		
	24 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	25 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	26 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	27 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	28 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	地域密着型介護老人福祉施設		
	29 (定員19人以下)	0 か所	0 円
	30 (定員20人以上)	0 か所	0 円
	介護老人保健施設		
	31 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	32 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	33 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	34 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	35 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	介護医療院		
	36 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	37 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	38 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	39 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	40 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	介護療養型医療施設		
	41 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	42 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	43 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	44 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	45 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	認知症対応型共同生活介護事業所		
	46 (定員14人以下)	0 か所	0 円
	47 (定員15人以上)	0 か所	0 円
	特定施設入居者生活介護事業所		
	48 (定員19人以下)	0 か所	0 円
49 (定員20人以上39人以下)	0 か所	0 円	
50 (定員40人以上59人以下)	0 か所	0 円	
51 (定員60人以上69人以下)	0 か所	0 円	
52 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円	
53 (定員90人以上99人以下)	0 か所	0 円	
54 (定員100人以上)	0 か所	0 円	
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所			
55 (定員19人以下)	0 か所	0 円	
56 (定員20人以上)	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円

様式第3号(第4条関係)事業所・施設別個票

令和3年度介護サービス事業所等感染防止対策支援事業費補助金に係る事業実施実績書(事業所単位)

事業所・施設の状況	フリガナ				介護保険事業所番号
	事業所・施設の名称				
	サービス種別		定員	人	訪問回数
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				

<積算内訳>

品目(マスク等)	所要額(円)	数量等	補助上限額	円	所要額	円
合計	0					

誓約事項

以下に掲げる事業所・施設について、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び新型コロナウイルス感染症に係る障害サービス事業所等に対するサービス継続支援事業における障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業の交付を受けていない。又は、以下に掲げる事業所・施設ではない。
<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所 ・訪問看護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所 ・居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設
この補助事業と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
この補助事業に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する。	本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)
国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない。	債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。

様式第4号（第5条関係）

番 年 月 号 日

宮崎県知事 殿

申請者

住所

代表者名

印

仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定を受けた令和3年度介護サービス事業所等感染防止対策支援事業費補助金について、介護サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金交付要綱第5条第8号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け第 号による確定通知額）
金 _____ 円
- 2 補助金の確定時に減額した収入に係る消費税等相当額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 4 補助金返還相当額
金 _____ 円